

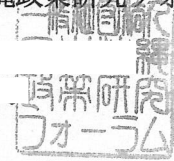
沖縄議会議長
中川京貴 殿



令和8年6月9日

陳情者団体：一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム
代表者名：理事長 仲村覚
住所：沖縄県那覇

電話：080-



実名公表という不利益処分を啓発との詭弁による言論弾圧条例の即時運用停止を求める陳情

1. 陳情の趣旨

沖縄県が実施する不当な差別的言動に係る公表事務において、県は「啓発」という美名のもとに、当事者に対する処分根拠情報の開示を拒絶し、実質的な反論の機会を奪っています。また、県が主張する「再諮問制度」も、情報のブラックボックス化により機能不全に陥っており、これは「啓発という詭弁」により反論権が剥奪された不当な手続きです。県議会として、このような欺瞞に満ちた行政手続きの是正を求め、適正な防御権が保障される再諮問プロセスの構築、およびそれが実現されるまでの間、当該条例に基づく公表事務の運用を直ちに停止することを強く求めるものです。

2. 陳情の理由

(1) 実名公表の本質は「社会的制裁」である

実名公表は、被通知者のプライバシーを一方向的に剥奪し、社会的信用を破壊する行為である。これによって被通知者が被る不利益は、単なる周知や注意喚起の域を遥かに超えており、事実上の「社会的制裁」として機能している。公権力が法的根拠もなしに私人を吊るし上げる行為は、近代法治主義において到底許容されるものではない。行政手続において、通知書に理由を形式的に記載することは適正手続の要件を満たすものではない。適正手続の要諦とは、行政側の事実認定に対して、相手方が具体的かつ実質的に反論可能な状態を保障することにある。現状の運用のように、具体的な事実認定の根拠を秘匿したまま理由を付記するだけの対応は、適正手続の理念を形骸化させるものである。

(2) 「啓発」という詭弁による行政手続条例の潜脱

行政は実名公表を「啓発」と呼称することで、不利益処分に際して必要とされる厳格な行政手続を回避している。実態は「処分」であるにもかかわらず、これを「啓発」と

いう温和な言葉で隠蔽することは、市民の権利保護を目的とする行政手続条例の趣旨を根本から破壊する行為である。

(3) 議会を欺く行政の運用と監視機能の回復について

当局は、実名公表という個人の社会的地位を破壊する重大な行為を「啓発」と定義することで、本来適用されるべき行政手続法上の厳格な義務を回避し続けている。この「啓発という詭弁」は、法的根拠を欠くのみならず、議会に対して実態を隠蔽し、適正な民主的統制を妨害するものである。行政の適正な運用を監視すべき立場にある県議会が、このような欺瞞に満ちた運用を看過することは、議会としての役割放棄に他ならない。本件は、単なる条例解釈の疑義を超え、行政が法を潜脱し、議会を欺いてきたという構造的な民主主義の危機である。したがって、県議会には、ただちに行政の運用実態を徹底調査し、行政監視機能を最大限に発揮することで、市民の権利が侵害されない適正な行政プロセスへと是正することを強く求める。

(4) 条文なき「啓発」定義による議会への背信

そもそも、本条例のどこを探しても「実名公表が啓発活動である」などと定義した規定は存在しない。行政は自らに都合のよい解釈を拡大適用し、議会に対しては「適法な啓発である」と虚偽の主張を繰り返すことで沖縄県議会を騙し続けている。これは議会制民主主義に対する重大な背信行為であり、権力の暴走を隠蔽する極めて不誠実な姿勢である。

(5) 「結論ありきの儀式」と化した再諮問制度の欺瞞

沖縄県は裁判所に対する意見書において「審議会等の意見を聴き、客観的かつ公平・公正に判断している」と主張している。しかしながら、その判断の基礎となる根拠情報や審議過程を非公開としている現状では、被通知者のみならず、議会や県民もその「公正さ」を検証することは不可能である。非公開情報という「黒塗り」の中に結論を隠し、それを「手続き通りである」と強弁する態度は、行政手続の形骸化であり、実質的には「最初から公表ありき」の儀式に過ぎない。情報の不開示と公正な判断は両立しないのであり、このような不透明なプロセスで沖縄県民の言論を制限することは、民主的な行政のあり方として到底認められない。

(6) 行政手続きにおける「武器対等の原則」の欠如

本件における行政の運用は、行政側が一方的に情報を独占・秘匿し、対象者が自己に不利な判断の根拠を知らされないまま公表という「社会的制裁」に直面する構造となっている。適正手続（デュー・プロセス）の本質は、対立する当事者が法廷や審議の場で対等に主張・立証できることにある。しかし、当局の運用は「公表までブラックボックス

ス化」することで、対象者の防御権を実質的に封殺している。これは、近代法治主義において不可欠な「武器対等の原則」を著しく損なうものであり、行政の自己矛盾である。

3. 陳情事項

- ① 「武器対等の原則」に基づく適正手続の制度的保障 行政による差別認定および公表事務において、処分対象者が行政側と対等な立場で反論し、証拠を提出できる場を制度的に保障すること。また、決定前に全ての根拠情報を開示し、検証可能なプロセスを確立すること。
- ② 行政監視機能の強化と実態の徹底調査 行政が実名公表を「啓発」と呼称することで、不利益処分に適用されるべき行政手続条例を潜脱している実態について、議会として徹底した調査を行うこと。あわせて、これまでの運用過程において、行政側が議会に対して誤った説明や情報提供を行ってきた可能性を含め、当局の誠実性について監視機能を発揮すること。
- ③ 条例運用の即時停止 上記1および2の適正な運用体制および議会による監視プロセスが確立されるまでの間、当該条例に基づく公表事務の運用を直ちに停止すること。

以上

添付資料

1. 沖縄県差別のない社会づくり条例リーフレット
2. 不開示決定通知16通（再諮問に必要な反論情報を隠蔽した証拠）